

TAKAHAMASHI

SHOKOKAI NEWS

【高浜市商工会報】

vol.231

発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp



2019.12.10

高浜市商工会会員数 = 980事業所 (令和元年11月15日現在)



新会員紹介

会員募集中！！

お知り合いで未加入の方がいらしたらぜひご紹介ください。

加入日付順 ※令和元年11月15日現在

| 事業所名 | 代表者名 | 業種 |
|----------------|-------|----------|
| | 高橋泰彦 | 不動産賃貸 |
| 森友建設 | 森隆司 | 解体業 |
| (株)bright | 石川皓一 | ドローンスクール |
| Megu's English | 岡本めぐみ | 英会話教室 |

最低賃金額の確認をお願いします！

愛知県最低賃金 926円(時間額) 令和元年10月1日～

愛知県特定最低賃金5業種で12月16日から改定されます

| 特定最低賃金名 | 最低賃金(1時間) | 特定最低賃金名 | 最低賃金(1時間) |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 鉄鋼業 | 975円 | 輸送用機械器具製造業 | 955円 |
| はん用機械器具製造業 | 947円 | 自動車(新車)小売業 | 941円 |

発効日: 令和元年12月16日 詳しくは愛知労働局労働基準部賃金課又は最寄りの労働基準監督署まで

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模企業共済

検索